

2022年4月14日

各位

会社名 株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 平野 能章
(コード番号 8203 東証プライム市場、福証)
問合せ先 取締役執行役員財務部門管掌 石井 宏和
(TEL 092-233-1379)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日2022年4月14日開催の取締役会において、定款の一部変更について2022年5月26日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、これまでも激変する経営環境に迅速かつ的確に対応するとともに、効率性、健全性、透明性を重視した経営を推進してまいりました。また、毎年の取締役会実効性評価等も踏まえ、継続的にガバナンス向上に向けた取り組みを実施しております。

今回、戦略の議論に注力できるコンパクトな取締役会、子会社の業務執行体制を実現することにより、社外取締役を中心とした取締役会によるグループ全体の監督機能を発揮できる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

この移行に伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改定する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 剰余金の配当等の決定機関について

機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年5月26日
定款変更の効力発生日	2022年5月26日

(別紙)

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条<条文の記載省略>	第1条～第3条<現行通り>
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人 <削除>
第5条<条文の記載省略>	第5条<現行通り>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条<条文の記載省略>	第6条～第12条<現行通り>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条<条文の記載省略>	第13条～第15条<現行通り>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	<削除>
第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
<新設>	<u>(電子提供措置等)</u>
	第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
第 17 条～第 19 条<条文の記載省略>	第 17 条～第 19 条<現行通り>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
<p>第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p><u>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以上とする。</u></p>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
<p>第 21 条</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>②当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>第 21 条</p> <p><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>②当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p><u>③当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
<p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>第 22 条 <u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>④会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
<p>第23条 取締役会の決議によって取締役のうちから、社長1名、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ②代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>第23条 取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)のうちから、社長1名、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 ②代表取締役は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>のうちから取締役会の決議によって選定する。</p>
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)
<p>第24条<条文の記載省略> ② <条文の記載省略> ③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条<現行通り> ② <現行通り> ③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
第25条<条文の記載省略>	第25条<現行通り>
(取締役会の決議の省略)	(取締役会の決議の省略)
<p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<新設>	<u>(取締役への委任)</u>
	<p>第27条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</u></p>
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
<p>第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</p>	<p>第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</p>
<u>(取締役との責任限定契約)</u>	<u>(取締役の責任免除)</u>

現行定款	変更案
<p>第 28 条 <新設></p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定は、法令が規定する額とする。</p>
<p><新設></p>	<p><u>（取締役会規程）</u></p>
	<p>第 30 条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p><新設></p>	<p><u>（取締役の報酬等）</u></p>
	<p>第 31 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p><u>（監査役の数）</u></p>	<p><削除></p>
<p>第 29 条 <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	
<p><u>（監査役の選任）</u></p>	<p><削除></p>
<p>第 30 条 <u>当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>（監査役の任期）</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p>第32条 <u>監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
<p>第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
<p>第34条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>第35条 <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>第35条 <u>監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行い、10年間本店に備え置く。</u></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p><削除></p>
<p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約をすることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<新設>	<u>(監査等委員会規則)</u>
	第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 37 条～第 38 条<条文の記載省略>	第 37 条～第 38 条<現行通り>
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 39 条<条文の記載省略>	第 39 条<現行通り>
<新設>	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第 40 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
第 40 条～第 42 条<条文の記載省略>	第 41 条～第 43 条<現行通り>
	附則
<新設>	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	第 1 条 <u>当社は、第 73 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②第 73 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。</u>
<新設>	<u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u>

現行定款	変更案
	<p><u>第2条</u> <u>現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u> <u>③本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上